

H29年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（慢性の痛み政策研究事業）
慢性の痛み診療・教育の基盤となるシステム構築に関する研究
分担研究報告書

評価法の開発と臨床研究の推進に関する研究

研究分担者 伊達 久 仙台ペインクリニック 院長

研究要旨

慢性疼痛治療に関して、薬物療法だけではなく、インターベンショナル治療やリハビリテーション、心理的アプローチなどが重要とされている。近年、集学的治療も重要視されてきている。今までに単独の薬剤や理学療法などを題材とした単一学会によるガイドラインはあるが、診療科が違っていると評価が異なることも多い。今回は、診療科を超えた慢性疼痛治療ガイドラインを作成することにより、痛みの関連する医師、歯科医師、リハビリテーションスタッフ、看護師、臨床心理士などが、治療法の参考となるようなガイドラインを作成する。

A．研究目的

慢性疼痛治療における個々の薬剤や手技、施術などが全世界的にどのように評価されているかなどを、論文を中心に検索し、痛みの関与している医療者の総意としてのガイドラインを作成する。そのガイドラインの普及により慢性疼痛治療の均霑化を目指す。

B．研究方法

2005年以降のPubMed, MEDLINE, Cochrane Database, 医中誌より、「chronic pain」と「CQのキーワード」で検索をかけ、参考文献を抽出し、それらを中心に担当チームごとに討論し、原案を作成。その後全体委員会などで議論し、再度担当者で校正後、全体委員会で最終決定する。

（倫理面への配慮）

エビデンスに基づいたガイドラインであり、特に倫理面への配慮は必要ないと思われる。

C．研究結果

慢性疼痛治療ガイドラインの発行。詳細結果はガイドラインに記載してある。

D．考察

今回のガイドラインは、今まで慢性疼痛に対してガイドラインが存在しなかった心理的アプローチや集学的治療にも記述することができた。また、診療科を超えた議論ができ、All Japanのガイドラインと考えられる。

今後はこのガイドラインを通じて、慢性疼痛治療をどのように普及させていくかが仮題である。

E．結論

慢性疼痛治療ガイドラインを痛み関連7学会合同で作成することができた。

F．健康危険情報

総括研究報告書にまとめて記載。

G．研究発表

1.論文発表（著書）

- 1) 慢性疼痛治療ガイドライン作成委員会：厚生労働行政推進調査事業費補助金（慢性の痛み政策研究事業）慢性の痛み診療・教育の基盤となるシステム構築に関する研究班監修：慢性疼痛治療ガイドライン

H．知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

- 1.特許取得
なし
2.実用新案登録
なし
3.その他
なし